

小金井市すこやか保育ビジョン(素案)に対する意見及び検討結果について(案)

意見募集期間 : 令和3年1月20日から同年2月19日まで

意見提出数 : 16人・107件

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
1	-	全体	(名称)	<p>◇名称「小金井市すこやか保育ビジョン」について</p> <p>「すこやか」という言葉は「病気をせず、丈夫なこと」を意味していることから、主に健康の分野で用いられる。また、冒頭で「市は保育のビジョンと保育の質のガイドラインを策定することとしました」と述べられているように、「保育の質のガイドライン」は主目的のひとつであるにもかかわらず、通常表記されないサブタイトルに含まれているのみである。以上2つの理由から、現状の名称「小金井市すこやか保育ビジョン」では、小金井市としての「保育のビジョン」と「保育の質のガイドライン」の2本立てであることが分からない上、健康増進のための方針と誤解される可能性も高い。「小金井市保育ビジョン・保育の質ガイドライン」等、「保育の質のガイドライン」という言葉を名称に含めた上で、市民に分かりやすい名称に修正いただきたい。</p>	<p>ご意見にある考え方については一定理解するところではありますが、名称については「子どもたちが保育園で健やかに育つように」という願いを込めた名称として提案があり、策定委員会で議論した上で、付けられたものです。よって、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。</p>
2	-	全体	(名称)・(対象)	<p>ビジョンの定義と名称について</p> <p>「本ビジョンは、子どもの幸福と権利保障を第一として、保育を希望する家庭や子どもが等しく保育サービスを受けられ、健やかな成長ができるよう、保育の質の維持・向上に関して市全体で取り組むべき方向性を示すものです」とあり、保護者の就労や傷病障害の有無に関わらず希望すれば保育サービスを受けられるのが理想ですが、現状は、片働き世帯では、保育園への入所を希望したとしても、おそらく入所できないと思います。</p> <p>「共働き世帯等のための保育」という狭い意味の保育であれば、このビジョン案の内容ともほぼ合致する気もしますが、保育園ではなく、幼稚園の延長保育や民間ベビーシッター等を活用して、働いている保護者もいます。</p> <p>そのような「保育園に入れた人」と「入れなかった人・入らなかった人」がいる中で、「市全体で取り組むべき」とは、市民全体も含めて指し示しているのでしょうか。</p> <p>市内の未就学児のうち、保育園に通っている子と、保育園に通っていない子(家庭保育の未就園児・幼稚園児)は、おおよそ半々であるとのこと。</p> <p>冒頭で引用した定義と、「小金井市すこやか保育ビジョン」という大きなイメージの名称を用いるのであれば、保育園だけでなく、市内の子どもとその保護者が利用している官民の保育リソース(子どもを預かる幼児教育施設含む)の全体像を示し、「今回のガイドラインは、保育園を対象としたものであるが、他の、子どもを預かる施設・サービスについては……」という方向性を示したほうが、「全ての子どものため」という市の基本理念に近づくのではないのでしょうか。</p> <p>もし、「あくまで、これは『市内保育園を対象とした、保育の質ガイドライン策定』と、市内保育園に関するビジョンの案であり、今後対象を広げる見通しが無い(幼稚園や家庭福祉員・ベビーシッター等の質については、このビジョンの枠内では取り上げない)」というのであれば、そのことがわかる具体的な名称にしたほうがいいのでは?という印象です。</p>	<p>ご意見にある考え方については一定理解するところではありますが、名称については「子どもたちが保育園で健やかに育つように」という願いを込めた名称として提案があり、策定委員会で議論した上で、付けられたものです。よって、原案のとおりとすることをご理解をいただきたいと思います。</p>
3	-	全体	(対象)	<p>保育ビジョンとあるのですが、小金井市のびゆく子供との連携とありますが、公平な教育や発達指導という面では幼稚園への巡回指導も必要ではないでしょうか?</p> <p>また、保育園や幼稚園に通わない世帯へも配慮は向けられないでしょうか?</p>	<p>本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、幼稚園や施設を利用していない世帯を対象としたものではありません。</p> <p>ご理解頂きますようお願いいたします。</p>
4	-	全体	(対象)	<p>本ガイドラインにおいて家庭福祉員(保育ママ)に言及するコメントが見受けられません。</p> <p>家庭福祉員にたいする扱い、巡回指導はどうお考えでしょうか。含まれるなら明記していただきたい。</p> <p>子供の安全のためにも密室育児になりやすい家庭福祉員も含めるべきと思います。</p> <p>本内容にはその防止策(最低限カメラや音声録音設置など)などは含まれないのでしょうか。</p>	<p>本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、家庭福祉員もその対象としています。</p> <p>また、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。</p> <p>ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
5	—	全体	(定義)	<p>◇保育の質の定義に関して 「保育の質の維持・向上」を目指すビジョン・ガイドラインでありながら、本文中で「保育の質」の定義がなされていないので、きちんと明記いただきたい。 P2において『「保育の質」とは?』という書き出しの文はあるものの、文を分解すると ・『例えば「子どもたち」心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験で「あり」→例示 ・『子どもを中心として、保育者(保育士をはじめ、看護師、調理員、栄養士など「保育に関わる人。以下同じ。」)の関わりのみならず、保育施設、地域、行政が「連携・協力し合っていくよう努めなければなりません。』→保育の質を向上させるためにどうしたらいいかについての市の考えであり、保育の質が何を指すのかについての定義自体は抜け落ちている。 一方、他の自治体の同様のガイドラインでは保育の質についてきちんと定義されている。 例えば、世田谷区のガイドライン (<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/009/d00138520_d/fil/setagayakuhoikunoshitsuga.pdf">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/009/d00138520_d/fil/setagayakuhoikunoshitsuga.pdf</a>)では、保育の質が以下のように明確に定義されている。 保育の質は、次の3つの要素から構成されると定義しました。 【人材】...保育に関わる資格、専門性、技術・知識、人間性等に関すること 【保育環境】...職員配置、施設整備、安全確保、基盤整備等に関すること 【保育内容】...保育目標、保育計画、健康・安全、保護者支援等に関すること 保育施設職員や運営事業者、保護者、行政、地域等は、これら3つの要素について理解し、保育の質を支えていくことが必要となります。 そのほか、事業者評価の視点においても、保育の質として「子ども本来の発達・育ちを重視し、子ども視点に立った優良な保育を実施しており、保護者支援のみならず、世田谷区の保育理念と地域の特性に配慮した活動が行われていること」という記載がある。 そのほか、武蔵野市のガイドライン (<a href="http://www.city.musashino.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/006/899/gaidorain2903.pdf">http://www.city.musashino.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/006/899/gaidorain2903.pdf</a>)においても、冒頭で「保育園における保育の質とは、子どもが社会の一員として尊重され、その健全な心身の発達を図るために保育を実践することと言えます。さらに、保育室の環境や園庭の広さ、遊具や教材、調理室の設置や給食の内容までも含め、保育園全体での保育に対する取組み」と考えています。 そして、保育の質を高める要素として、保育園で働く全ての職員の専門的資質と職員集団のチームワーク、さらに職員と保護者が子どもを真ん中にしてともに考え、子どもと向き合っていくという、パートナーシップを築いていくことが不可欠です」としっかりと定義がなされている。 保育の質についてきちんと定義がなされていないということは、保育の質の維持・向上といいつつもどういった点に注力すべきかが不明瞭であるということであり、小金井市の行政としての判断基準もはっきりしないということでもある。 上記を参考に、保育の質について明確な定義を記載していただきたい。</p>	<p>本ビジョンでは保育の質について、ご意見にあるような他の自治体のような表記とはなっておりませんが、P12にあるように、「保育の質に関しては、認可保育所においては国の認可基準があり、また保育の内容については、認可・認可外にかかわらず国の「保育所保育指針」に則り、各施設の保育理念等に基づき保育を実践すること」と整理を行い記載をしています。 ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
6	—	全体	—	<p>市外の保育施設・幼稚園等に通う子どもとの関連について 幼保小連携について、市外の幼稚園等ともつながりを持つことについて、本文中で少し言及されていますが、他自治体等の、具体的なモデルケースなどはあるのでしょうか。どの部署がどのように動いて、市外の幼稚園等と連絡するのか、想像ができません。 (複数の自治体の住民の子を受け入れている園では、過度な負担とならないよう、多摩広域で、幼小連携に必要な書式の統一をするなどでできれば理想的なのではないでしょうか?) 「幼保小連携が気になるなら、市内の園を選べばよい、どの園を選ぶかは各家庭の自由」と言われればそれまでですが、選択肢の少ない地域もあります。公平感に欠ける印象を抱きます。 巡回相談も、市内の保育園に入れた子だけが恩恵を受けるものなのだろうか?と、感じてしまいます。</p>	<p>本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
7	—	全体	—	<p>「多様な保育サービス」の定義や、「多様な保育サービスのニーズ」の背景について 「共働き(家庭内の大人が皆働いていること)が前提の記述が多い」ことが気になります。 0?2歳児を24時間365日家庭で見続けるのは、片働き・核家族のワンオペ育児では、かなりの負担になります。育児疲れのレスパイト的な一時保育は、予約が取りづらい園もあります。また、予約を取る前の登録の段階でも、各園異なる手書きの書類を何枚も書くなど、手間と時間がかかっているのが現状です。そのような声は、市に届いているようですが、具体的にはどう動いていただいているのでしょうか。 また、保育園の、園庭開放や未就園児の親子遊び等はありませんが、園によって園庭開放の方法もかなり違って、そういった開放型の地域貢献の中で、最低限おさえるべき安全管理等の項目は、あったほうがいいのか、と感じています。(数年前、とある園の園庭開放時には、来園した親子に対応する職員の方が誰もおらず、遊具等の説明や注意事項なども何も無かったことを思い出しました。) さらに、コロナ禍で、子どもの屋内遊び場は人数制限や休止、子の祖父母も別居であったり持病があったりしたら頼りづらい状況になっています。密室になりがちなワンオペ育児を、どうサポートするかも、保育行政の重要課題の一つなのでは?と感じています。</p>	<p>ご意見にある考え方については一定理解するところであり、本ビジョンだけではなく部分でも対応する必要があると考えています。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)	
8	—	全体	—	—	苦情相談対応窓口・保育中に起きた事故の事後検証・園児の個人情報保護・園関係の事故不祥事等の際の取材報道対応等、トラブル対応について 「園で、万が一事故事件等が起きた場合に、職員や保護者がどう対応するか」に関連する、具体的な記述が少ないように感じます。相談窓口や保育事故検証機関の設置には、関心があります。 園に関する取材・報道や、園児の個人情報・プライバシー保護に関連した事案といえば、昨年近隣自治体で、幼稚園理事長が逮捕される事件がありました。事件直後の当該園ではマスコミの取材対応に苦慮していたようです。また、他県の園での、「性別に違和感がある」園児のアウティング事案なども記憶に新しいです。 インターネットであつという間に情報が拡散してしまう時代だからこそ、トラブルの発生を想定した、「園からの情報公開のあり方」「地域内でのヒヤリハットや事故事例の共有による再発防止」「子どもの個人情報・プライバシーを守ること」等について、どこかにもっと丁寧に織り込んだほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見にある考え方については一定理解するところであり、本ビジョンだけではない部分でも対応する必要があると考えています。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
9	—	全体	—	—	保育園以外の保育サービスにおける、質の確保や事故防止について この、市内保育園向けガイドラインではカバーしきれない、他の保育サービスについても、市として、どこかで総括をしていただけるのでしょうか。 例えば、幼稚園では、「園バスの安全な運行や車両管理」といった項目が入ってくるかと思えますし、ベビーシッターや家庭福祉員等、第三者の目が入りやすく密室になりがちな形態の保育では、また違った課題もあるかと思えます。 また、子どもを狙った犯罪の再犯防止のための、性犯罪歴データベースの整備や活用は、市町村レベルでどうにかできるものではないのかもしれませんが、保護者の関心は高いです。 保育園に通わない(市内の約半数の)子ども達が関わる保育のことも、何卒よろしく願いいたします。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
10	3	第1章	2小金井市すこやか保育ビジョンの位置付け	—	P3に「小金井市子どもの権利に関する条例」(図にはあるが本文中に出てこないの)を入れて下さい。 文意的には、L2・・・、市の基本計画である「小金井しあわせプラン」や「小金井子どもの・・・条例」、子ども・子育て・・・	いただきましたご意見を踏まえ文中に「小金井市子どもの権利に関する条例」という記載を追記いたします。
11	8	第2章	3量的保育ニーズと将来見通し	(1)長期的視点からの量的保育ニーズ	タイトルと内容が合っておらず、本文3行目の「長期的視点からの待機児童対策の展望」について詳細が書かれていないので、記載いただきたい。 ・乳幼児人口の減少は今後数十年にわたって続くことが必至 ・保育事業者にとっては事業参入・継続性、保育士を目指す人にとってはキャリア形成の先行きの不透明感が供給制約の一因となっているという背景から、長期的に見て量的な保育ニーズがどうなのか、どのような待機児童対策が必要なのかについて明確に記載いただきたい。	この第2章の3(1)の記載は、この段落で完結するものではなく、第2章の3の(2)の記載にも係るものとなりますので、いただきましたご意見を踏まえ(1)と(2)を分けずに、「3 量的保育ニーズと将来見通し」に一本化するよう、構成を修正いたします。
12	8	第2章	3量的保育ニーズと将来見通し	(2)保育ニーズの長期見通しと対応	P8、最後の段の主張が混在しており、意味がわかりづらいので修正いただきたい。以下、文章を分割して説明する。 市の保育サービス利用率(=保育利用者数÷就学前児童数)は、女性のフルタイムでの就労率の上昇等を背景として最近5年間で15.0ポイント増加しており(本章の保育サービスの状況参照)、一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けた仕事・子育て両立支援の国の施策もあり、一増える文脈となっている 今後、保育サービス利用率の上昇は周辺自治体並みに若干鈍化することも予想されますか→いきなり減る文脈に変わり、なぜかという根拠も記載されておらず読者は混乱する この傾向は暫く継続するものと見込まれることから、「この傾向」は上記どちら(増える・減る)を指すのか不明	いただきましたご意見を踏まえ「市の保育サービスの利用率の上昇は」に記載を修正いたします。
13	8～9	第2章	3量的保育ニーズと将来見通し	(2)保育ニーズの長期見通しと対応	(1)と見出しの意図が重複しており、読者の混乱を招くと考えられる。	この第2章の3(1)の記載は、この段落で完結するものではなく、第2章の3の(2)の記載にも係るものとなりますので、いただきましたご意見を踏まえ(1)と(2)を分けずに、「3 量的保育ニーズと将来見通し」に一本化するよう、構成を修正いたします。
14	9	第2章	3量的保育ニーズと将来見通し	(2)保育ニーズの長期見通しと対応	今般の・・・・・・20年間に亘って保育ニーズ・・・わたってと、ひらがなにしてください。 ※ここまで読んで、句読点が少なく、漢字が多く、重複する表現が多く・・・正直読みづらいです。SNS世代は読まないかもしれません。	いただきましたご意見を踏まえ、「亘って」を「わたって」に記載を修正いたします。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
15	10	第2章	4保育の現状と課題 (1)待機児童の状況	「増加要因としては、最近の保育サービス利用率の大幅な上昇及び子育て世代の流入(平成28年より転入超過)に対して、供給体制が追いついていなかったことが考えられます」について、「のびゆくこどもプラン」に基づいた定員確保策が進められている中、28年から転入超過なのであれば子育て世代の流入の増加も踏まえた量の見込みを立てられるはずだが、なぜ供給体制が追いつかなかったのか。その理由こそが重要であると考えられるため記載いただきたい。	供給体制を整えることは、大きくは新たな保育施設の開設により保育定員の拡充を図ることを指します。新たな保育施設の開設については、計画から開設まで約2年程度かかる長期の取組となり、平成28年以降の転入超過を考慮した新たな保育施設の開設は平成30年以降となります。この時間的なズレが供給体制が追いつかなかった理由と考えます。 いただきましたご意見を踏まえ「供給体制が追いついていなかった」を「計画から開設まで約2年程度かかる保育所整備による供給体制が追いついていなかった」に記載を修正いたします。
16	11	第2章	4保育の現状と課題 (1)待機児童の状況	「母親の就業状況についてフルタイムで就業している方は、育休等でない方とある方を合わせて5年前より14.1ポイント増加していますか」について、わかりづらい表現となっている。 「育休中の方を含めたフルタイム就業者」と変更してはいかがでしょうか。	いただきましたご意見を踏まえ「フルタイムで就業している方は、育休等でない方とある方を合わせて」を「育休中の方を含めたフルタイム就業者は」に記載を修正いたします。
17	11	第2章	4保育の現状と課題 (1)待機児童の状況	「今後も母親のフルタイム就業率の上昇に合わせて保育サービス利用率が上昇するものとみられます」について、P8では「今後、保育サービス利用率の上昇は周辺自治体並みに若干鈍化することも予想されますか」と述べており、矛盾している。市としてどちらになりそうだと考えているのか、もしくは両方ありうると考えているのか、わかるように記載いただきたい。	ご意見で抜粋された第2章の3(2)P8の記載はあくまで周辺自治体並みに若干鈍化する可能性を示唆したものであり、いずれの記載においても保育サービス利用率自体は上昇することを想定しております。 なお、原文のままでも問題ないと考えますので、記載の修正は行いません。
18	12	第2章	4保育の現状と課題 (2)保育の質の維持向上について ①保育の質について	上記※に示した表現上の「行政用語?!」な部分として、、、 ①のL2～L3 多様化するニーズへの対応を取り進めてきたところですが「ニーズへの対応を押し進めてきましたが」と、普通の言い方にしてほしいです。	いただきましたご意見を踏まえ「ニーズへの対応を進めてきましたが」と記載を修正いたします。
19	12	第2章	4保育の現状と課題 (2)保育の質の維持向上について ①保育の質について	L21 改定を行いました。⇒改定しました。(文中に2度をはりまわりくどいので)	いただきましたご意見を踏まえ「改定を行いました」を「改定しました」と記載を修正いたします。
20	12	第2章	4保育の現状と課題 (2)保育の質の維持向上について ①保育の質について	L21～L24 4行は長く主語が2つも出てきて、わけがわからなくなりそうです!! 思い切って前段の2行をとり、改定しました。この「保育指針」の改定を踏まえて、子ども・子育て環境の変化と子どもの最善の利益の観点から、市行政をはじめ保育関係者、保護者、市民は、今後さらなる… 必要があります。	策定委員会において、記載内容については議論した上で、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
21	13	第2章	4保育の現状と課題 (1)待機児童の状況	「市において有効な保育士確保策の検討を行うとともに、国や都レベルでの保育士確保と、定着(離職防止)のため、よりいっそうの処遇改善策が望まれます」の文章の意味がわかりづらい。 「国や都レベルでの保育士確保」とは何を指しており、具体的にどうということなのか、わかるように記載いただきたい。	いただきましたご意見を踏まえ次のとおり記載を修正します。 「市において有効な保育士確保策の検討を行うとともに、自治体間での保育士確保に格差が生じないよう、国や都単位での広域的な取組としての保育士確保と、定着(離職防止)のため、よりいっそうの処遇改善策が望まれます。」
22	13	第2章	4保育の現状と課題 (1)待機児童の状況	「国の資料によると、保育士の有効求人倍率は、令和2年7月で全国2.29倍(全産業平均1.05倍)に対し、東京都においては3.15倍と特段に高くなっています。また、保育士の離職率は全国で10.3%(全産業平均15.0%)となっています」について、「国の資料」と曖昧に記載せず、出典を明確にしてください。	いただきましたご意見を踏まえ「国の資料によると」を「厚生労働省の一般職業紹介状況(一般職業紹介状況(令和2年7月分))によると」に記載を修正いたします。
23	20	第2章	4保育の現状と課題 (3)多様な保育ニーズへの対応について	「また、保護者からの評価も必ずしも高くなく、私立の認証保育所では比較的高い評価を得ているものの市立保育所では高い評価とはなっていません。急なニーズに対応している保育所もありますが、保育士からは「臨機応変の対応はなかなか難しい」との本音も聞こえてきます」について、本文中に記載されているデータは認可・認証・小規模の合計であり、ここだけ私立と公立を比較するのは不自然である。データとの整合性を踏まえ、「保護者からの評価も必ずしも高くありません」とするのが適切ではないか。 また、この部分だけ『保育士からは「臨機応変の対応はなかなか難しい」との本音も聞こえてきます』という描写があるが、これは何らかの調査の自由記述からの引用なのか、筆者がインタビュー等で聞いたコメントなのか、想像なのか、明確にしてください。	いただきましたご意見を踏まえ、以下のように修正します。 「保護者からの評価も必ずしも高くなく、私立の認証保育所では比較的高い評価を得ているものの市立保育所では高い評価とはなっていません。」を「保護者からの評価も必ずしも高くありません。」に修正します。 また、「保育士からは「臨機応変の対応はなかなか難しい」との本音も聞こえてきます」を「小金井市保育の質ガイドライン簡易アンケート調査(保育者自由記述欄)からは、保護者が求める柔軟な対応はなかなか難しい状況がうかがえます」に修正します。

No.	頁	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
24	23	第3章 小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと	<p>いつも小金井市政のためにご尽力いただきありがとうございます。 とりわけ、保育ビジョンの策定に関しましては、担当課の皆様ならびに策定委員の皆様のご尽力で素案までに至ったことは一市民として、またかつては保育園利用者であった者として大変感謝しております。 素案を拝見させて頂きました。子どもたちの成長を見守り、家庭・地域社会と連携して保育を担っていく保育園のあるべき姿がかなり明確に描かれていると感じました。 1点だけ要望としてコメントさせて頂きます。 「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」に「共生社会」に関する文言を入れてはどうでしょうか。 保育ビジョンの中では「特別な配慮の必要な子どもの支援」について書かれてあります。「市全体で受け入れ枠の拡充に努めます」ともありません。障害児や配慮を必要な子どもに対する支援は必要不可欠です。障害者差別解消法の制定により合理的配慮は当たり前のようと言われるようになってつづつあります。しかし、いくら支援や配慮がされたところで保育園と言う小さな社会が「共に生きる」事を前提としていなければ、いずれ障害児や要配慮児は「特別枠」で括られ、排除、とまではいかなくても「積極的に多様な子どもたちを受け入れる」ところまではいかないでしょう。現状は難しいとしても、将来、未来にあるべき保育の姿を「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたい事」の中で描いて欲しいと思います。そのことによって「特別な配慮の必要な子どもの支援」のあり方がより鮮明に見えてくるのではないのでしょうか。変更例を記しておきます。</p> <p>～小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと～ すべての子どもの最善の利益を保障し、 現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培います。 地域の自然や人々とつながる中で多様な子どもたちが共に生き様々な体験や仲間づくりを通して健やかに成長出来るような質の高い保育を目指します。</p> <p>よろしく願います。</p>	<p>第3章については、委員会でも様々な思い・言葉を紡ぎながらもすべての言葉を入れることは難しいということもあり、現在の形となっております。 以上のことから、ご意見にある考え方については一定理解するところでありますが、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
25	24-49	第4章 第5章 全体	<p>49pに記載がある通り、保育の実施主体は市であることから、行政として取り組みを最大限に行う、だから保育者も協力をお願いしたい、という姿勢を表す意味で、第4章と第5章との順番を入れ替えた方が良いと思う。</p>	<p>本ビジョンの構成は、策定委員会で議論した上で、決定したものととなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。</p>
26	25	第4章 全体	<p>■項目番号のつけかたについて 下記のほうに項目番号をつけたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。 1ガイドラインの策定趣旨と位置づけ 2ガイドラインの構成と活用方法 3ガイドラインの基本目標 4ガイドライン ガイドラインの見方 4.1保育者について 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと 4.2保育施設・保育事業者について 保育の質の維持・向上に必要なこと</p>	<p>策定委員会において、第4章のレイアウトや記載方法については議論した上で、記載したものととなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。</p>
27	26	第4章 2ガイドラインの構成と活用方法	<p>■P26 2 ガイドラインの構成と活用方法 「4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」は主に保育者に向けた、「5 保育の質の維持・向上に必要なこと」は主に保育施設や保育事業者に向けた内容とありますが、それぞれの項目の見出しにも、どの主体が行うべきことなのか、明確にしたほうが良いと思います。 もちろんそれぞれの主体がそごだけ見れば良いと思ってしまう事のないような配慮は必要かと思いますが、そのほうが重点的にやるべき事に注目しやすいかと思います。 見出し例： 保育者について 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと 保育施設・保育事業者について 保育の質の維持・向上に必要なこと</p>	<p>策定委員会において、第4章のレイアウトや記載方法については議論した上で、記載したものととなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。</p>
28	26	第4章 1ガイドラインの策定趣旨と位置づけ	<p>1行目 「市においては」→冒頭なので「小金井市においては」 3行目まで。この文では市としてやっていたように読めるので、「これまでは主に各保育施設での主体的な取り組みに対する支援を中心として、国の保育所保育指針を(中略)向上を目指してきました。」 4行目 「待機児童の減少とともに」は、この文脈とは関係ないので省く。 1行空きのあと。「市においても」→「本市においても」 同じ行。「市全体で共通し得る枠組み」わかりにくい。具体的にどんなことを言いたいのか不明。 最後の段落。「これらを積み上げていくなかで、必要に応じて見直しを行います」とあるが、この見直しを行うのは小金井市であろう。ということは、その前段に書かれている4行も、市が主体となって行うのだろうか？文が長いこともあって、非常に曖昧でわかりにくい。</p>	<p>保育の質のガイドラインの記載は、策定委員会で議論した上で、記載したものととなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。</p>

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)	
29	26	第4章	2ガイドラインの構成と活用方法	—	L7・・・市全体で共通し得る枠組みとなる⇒共通の枠組みとなり得る	ご指摘の記載は、小金井市保育計画策定委員会設置要綱から引用しているものであるため、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
30	26	第4章	2ガイドラインの構成と活用方法	—	L9・・・「目指してまいります」⇒目指していきます。普通の表現でいいのでは！！	いただきましたご意見を踏まえ「目指していきます」と記載を修正いたします。
31	28	第4章	3基本目標	—	基本目標は「わたしたちは子ども一人ひとりの最善の利益を(ここの空きは不要。)ともに考え、尊重していきます」だけでいいですか？その下に囲まれている「子どもの育ち」「保育者～」「地域・環境」が何を意味しているのか、この書き方ではわかりにくい。子どもの権利条例と関連付けているのですか？例えば子どもの生活リズムは大変重要なことではありますが、基本目標に書くようなことでしょうか？生活リズムが書かれるなら、意見表明権やその他のもっと重要なことが書かれないのはどうしてなのでしょう。ガイドラインの見方のページには、囲みの中は具体的な行動の一例と書かれていますが、28ページの囲みもそのような扱いなのでしょう。	囲まれている「子どもの育ち」「保育者～」「地域・環境」を含め基本目標という位置づけであり、記載の内容については策定委員会において議論したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
32	28	第4章	3基本目標	—	・大人としては「子どもの最善の利益」の保障でも良いかもしれないが、ここは保育のビジョンを述べる場所なので、保育施設特有の子どもの権利保障も書き入れるべきと思う。「保育の質」を構成する要素としても、子どもの発達保障を是非書き入れて欲しい。まず子ども期を保障し、人間としての子どもの存在が尊重され、子どもから大人になっていく発達・成長を子どもの立場に立って保障するのが、保育の使命ではないのか。	基本目標については、第3章に連なるものとして、策定委員会の初期の頃から議論を重ね、記載のような内容となったものです。原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
33	29	第4章	全体	—	■P29 それぞれの項目に、「具体的な行動の一例」という見出しがあり、違和感を持ちました。この言葉のために、この内容がガイドラインとして考えにくいように思いました。「記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、保育施設や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。」という意図はわかりますが、かえってわかりにくくなっているように思います。世田谷区のガイドラインにはこの見出しがありません。ガイドラインというからには、この内容がしっかりと守られているか、職員や事業者に内容をチェックしていただき、守っていただく必要があるのではないのでしょうか。運用していくうちに、また足りない事もあるかと思いますが、最低限確認しなくてはならないことを明確にすることがガイドラインなのではないかと思えます。一例、という言葉のために、【基本的な考え方】さえなんとなくわかっていれば、これをチェック項目として考えなくても良い、という意味合いにとれます。基本的な考え方については、保育にかかわる方は誰でもおおむね頭に入っているような事ではないかと思えます。しかし全市的にわざわざこのガイドラインによって保育の質を保ちたいという目的があるのであれば、これらの言葉は不要であり、もしタイトルを書くのであれば「行動ガイドライン」というように書くべきではないかと思えます。	策定委員会において、第4章のレイアウトや記載方法については議論した上で、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
34	26・43	第4章	全体	—	日本語の文章としてあまり芳しいと言えない文が散見されます。修正をお願いします。句読点の使い方が良くない。一つの文の中で並列に言われているものは、・(なかぐろ)または「～や～」というように並べて欲しい。読点で区切ると、文の意味がわからなくなる。 ・26ページ2の3段落目。「ほかにできることはないかなどについても考えながら」、ついてもそのあとの「、」は不要。 ・43ページ2段落目。「これまで」の後の読点、「ここでは」の後の読点は、ともに不要。 * 特徴的な部分を書きましたが、このような文が多すぎて書ききれません。	いただきましたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。「ほかにできることはないかなどについても、考えながら」を「ほかにできることはないかなどについても考えながら」に修正いたします。また、「ここでは、主に、保育事業者において」を「ここでは、主に保育事業者において」に修正いたします。
35	26・30・32・33	第4章	全体	—	一文が長すぎる。 ・26ページ最後の段落。長すぎるので意味がわかりにくい。 ・30ページ。囲み内、2行目。「子どもにとって～」1行目にも同じ言葉があるのでこちらは省く。また、文が長いので以下のように切る。「保育室があなたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、子どもが～計画的に環境を整備します。そして状況に応じて～(以下略)」 ・32ページ。囲み内、最初の段落。「～この時期の子どもたちが安心して過ごすために、様々な工夫が必要です。この時期は愛着関係を育む時期であり、決まった保育者との密接な関わりが重要です。保育者の丁寧で愛情を持った関わりによって築かれた信頼関係～」 * 愛着関係は注釈を付ける。 ・33ページ。具体的な行動の例の4番目。「～子どもの自主性や自発性を尊重する。また、定期的に玩具の入れ替えやコーナー作りの変更を行い、子ども同士の～行われるようにする。」* 関わり遊びは注釈を付ける。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会において内容について議論した上で、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
36	27-28	第4章	2ガイドラインの構成と活用方法 3基本目標	—	27ページの「ガイドラインの見方」はあくまでも注釈だと思うので、28ページの「基本目標」と同じスペースは必要ないのではないかと。また、「基本目標」はあくまでも基本なのであるから、章の3番目に来るような性格のものではないと思う。最初に掲げて欲しい。さらに言えば、「目標」ではなく「理念」であって欲しい。	保育の質のガイドラインの構成は、策定委員会で議論した上で、決定したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)	
37	29-44	第4章	全体	—	①全般に保育所保育指針の記載が目立つ。委員会の中でも頻繁に上がっていたが、保育施設は指針に基づいて保育をしている前提で運営されているのだから、必要以上にガイドラインに書き込むことはないのではないか。これだけ頻出していると、保育指針さえ守ってれば良いのだろうという気分にもなってくる。	保育指針の引用含め、本ビジョンの文章表現は、策定委員会で議論した上で、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
38	29-44	第4章	全体	—	②2の「ガイドラインの構成と活用方法」の中に「ワークシートのように活用することで」という記述があり、作っただけ、配布されただけで終わりになるものよりは活用されやすくて良いと思う。反面、文章が「必要です」「重要です」で終わっているのが、基準・指針を示すというガイドラインの性格が弱まっている。ページごとに見ている分には良いのかもしれないが、全文を通読すると違和感がある。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、決定したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
39	29-44	第4章	全体	—	第4章の目次では1～5の大項目の下に( )の中項目、①のような小項目がおかれていてわかりやすいが、各ページを見た時には中項目と小項目の表記が同じであり、わかりにくい。小項目ごとに1ページを割かずにつけて書かれた方がわかりやすいと思う。空白も目立つ。	保育の質のガイドラインの構成・レイアウトは、策定委員会で議論した上で、決定したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
40	29-41	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	全体	また言い切らないことで、責任が曖昧になっている。 ・29ページ。基本的な考え方の最後は「重要です」ではなく「行います」 ・30ページ。同上。段落の切れ目が「重要となります。」「重要です。」「大切です。」で重なっている。最初の段落は「再構築していきます」。最後は「整えます。」と、言い切ってください。 ・32ページ。同上。囲み内の最後は「行います。」 ・33ページ。同上。下から6行目。「援助を行います。」 ・34ページ。同上。囲み内の最後は「行います。」 ・35ページ。同上。囲み内の最後は「行います。」 ・36ページ。同上。囲み内の最後は「行います。」 ・38ページ。同上。真ん中の部分は「低くします。」最後は「行います。」 ・39ページ。同上。「します」「備えます」 ・41ページ。同上。「努めます。」 など。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会において内容について議論した上で、記載したものであり、ご意見の部分は「考え方」にあたりますので、原文のまま問題ないと考えます。
41	29-41	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	全体	各ページに「この他に取り組むべき～」という文が入っていることによって、まさにワークシートになっていると思う。どうしても入れなければならないというなら、せめてポイントを小さくすとして欲しい。いちいち言われなくても…という気分になりかねない。	ご意見いただきました表記については、策定委員会で議論した上で、当初記載がなかったものを、どのページを見ても下段がすべてではなく行動の一例であることを理解いただくことが重要であるとの考えから、現在のような記載となったものです。原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
42	29	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	(1)保育の内容 ①子どもの権利	「具体的な行動の一例」の2番目。条例の名称は「」で括るべき。	固有名詞の表記ですので、いただきましたご意見を踏まえ「」を付けた記載に修正いたします。
43	29	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	(1)保育の内容 ①子どもの権利	子どもの羞恥心に配慮して。何を表していますか？一般市民にとって保育現場のケースが想像できないので。	「羞恥心」については、策定委員会で議論の中で、例えば、おむつ替えの時や着替えの時などに、周りの目に配慮した支援等を行うなど、子どものプライバシー等への様々な配慮について表す総称として用いることが確認された文言となりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
44	29	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	(1)保育の内容 ①子どもの権利	「具体的な行動の一例」の3番目。ここで重要なことは子どもの気持ちや意志を尊重することなので、「まなざしや感情・態度から訴えている語りかけを真剣に受け止め、子どもの気持ちや意志を尊重する。」の語順にする。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
45	29	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	(1)保育の内容 ①子どもの権利	ここに子どもの権利条例の注があるが、最後に「～取り組むべき項目を掲げています」とあるが、具体的に書いていないのでわざわざ別に条例を開かなければわからないので不親切。折角の注釈なので、そこまで書いてほしい。	注釈については、あくまで単語の簡易な説明としていますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
46	30	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと	(1)保育の内容 ②保育環境	囲みの真ん中の部分。「応答性のある環境」は、わかりにくい。一般の人や保護者にも読んでもらうことを想定しているのだから、せめて言葉の説明を注釈でつけるべき。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
47	30	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ②保育環境	囲み内。人的環境の部分で、保育者自身が子どものロールモデルとして位置付けられることを書き足して欲しい。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、記載したものとなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
48	30	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ②保育環境	具体的な行動の一例の最後。商店街、地域の施設があがっているが、一般の地域の人々も入れるべき。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、記載したものとなります。また、「具体的な行動の一例」はすべてではなく、それをきっかけとして様々な保育実践につなげていただく位置付けとしていますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
49	31	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ③保育内容	基本的な考え方の2段落目は、ここに含まれるものなのか？子育て支援の項目ではないのか？	策定委員会において、当該項目については保育内容の項目においても記載が必要という考えのもと、記載したものとなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
50	31	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ③保育内容	具体的な行動の例の6番目は一番重要なものだと思う。一番上に持ってきてください。	「具体的な行動の一例」の順番は、優先順位や重要度を示しているものではありませんので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
51	31	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ③保育内容	具体的な行動の例の4番目。目的と手段の書き順が逆だと思う。「保護者と連絡を取り合い、家庭での生活の様子を把握して、子ども一人ひとりの生活がよりよく安定するように努める。	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、記載したものとなります。また、「具体的な行動の一例」はすべてではなく、それをきっかけとして様々な保育実践につなげていただく位置付けとしていますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
52	31	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ③保育内容	具体的な行動の例の5番目。「ちょっとした困り感」とは？会議の中でも時間をかけて言葉を選んでいたが、もう少し一般的な言葉にならないか？子ども自身が気が付かないような小さな障害に出会った時のことだと思うが。	「困り感」という単語を使用することについては、策定委員会での議論において、「わかりづらいかもしれないが、ほかに代わる言葉がない」とのことから、記載したものとなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
53	32	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ④1歳未満児	具体的な行動の一例 離乳食が始まったら子どもの咀嚼力を高めるため、食べさせ方、食べ物の形状を個々に合わせる取組を行う。	具体的な行動の一例は、26・27ページに記載のとおり一例であってすべてではなく、今後、他の行動例などないか等を各保育者や施設での考え、活用いただくことを想定して記載したのとなっております。そのため、追加は行わず、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
54	33	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ⑤1歳以上3歳未満児	具体的な行動の一例 粗大運動で大切な「歩く」ことを主に取り入れた戸外活動を行う。	具体的な行動の一例は、26・27ページに記載のとおり一例であってすべてではなく、今後、他の行動例などないか等を各保育者や施設での考え、活用いただくことを想定して記載したのとなっております。そのため、追加は行わず、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
55	34	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ⑥3歳以上児	基本的な考え方の後半。「この時期の発達の特徴を踏まえ」以降は、1～3歳児の項目と同じ文章になっている。保育指針の内容でもあるのでそこは省いて、「保育者はこの時期の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの～」で良いと思う。	保育の質のガイドラインの記載は、策定委員会で議論した上で、記載したものとなりますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
56	34	第4章	4目指す保育・大切な保育に必要なこと (1)保育の内容 ⑥3歳以上児	具体的な行動の例の2番目。「～思いを主張しながら～」	保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で、記載したものとなります。また、「具体的な行動の一例」はすべてではなく、それをきっかけとして様々な保育実践につなげていただく位置付けとしていますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。



No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
65	43	第4章	5保育の質の維持・向上に必要なこと	(1)運営体制 そもそも事業者に向けて書くより先に、施設としての取り組みが述べられるべきではないか。保育者個人の上(?)に来るのは保育者が属している各施設であるのに、そこを飛ばして事業者について書かれているのはおかしいと思う。事業者(法人や企業。責任者は理事長や社長)ではなく施設(責任者は施設長や園長)の取り組む項目を入れるべき。そこが明確になっていないので、「具体的な行動の例」の中に、施設で行うこと(4、5、6番目。3番目は理事者側と施設側と両方の責任と言える)と、理事者側が行うこと(1、2、3番目)が混在している。	ご意見の部分は、策定委員会での議論の中で、保育者では行えないことについて、項目としてまとめる整理としたものです。また、ご意見のとおり、運営者と施設長、どちらにもかかわる部分も含まれることから、このような構成としています。この構成で、問題ないと考えます。
66	43	第4章	5保育の質の維持・向上に必要なこと	(1)運営体制 基本的な考え方の2段落目。「導線」→「動線」全く意味が違います！	いただきましたご意見のとおり誤字ですので、「動線」と記載を修正いたします。
67	43	第4章	5保育の質の維持・向上に必要なこと	(1)運営体制 基本的な考え方の2行目に「経営」6行目に「経費」との記述があるが、違和感がある。予算・経費は基準を左右するし、健全な経営は必須です。ただ、保育の質の論議の場に経営・経費の規定が必要だろうか。運営費の使途は限定されている筈だという立場で記述されなければならないと思う。まるで、小金井市の保育の現状では、健全経営が行われていないように受け取れる。経営→運営、経費の一文は省く。例えば「～保育環境が整えられる必要があります。」とする。	保育の質のガイドラインの記載は、策定委員会で議論した上で、記載したものととなります。また、他自治体のガイドラインにおいても同様に記載されている例がございますので、特段支障はないと考え、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
68	46-48	第5章	全体	— 全体を通して気になりました点はこのようなガイドラインを作製しても、そこで完了しているように見える点です。最初の方で検査、指導が大事と書かれていますが研修等の推奨や第三者機関への評価推奨のみ。小金井市としてその後の各園への監査、評価、指導、是正。せめて内部や保護者からの報告受け付けについて明記しないと、理想のみとならないでしょうか？ 各園への指導！本ガイドラインに沿わない点はどのように監督するのでしょうか。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。ご理解頂きますようお願いいたします。
69	46-48	第5章	全体	— 14pに記載がある通り、保育士の確保が最重要課題であるならば、市の取り組みにも優先順位を明記してほしい。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業、その優先順位については現時点で記載しているものではありません。ご理解いただけますようお願いいたします。
70	46-49	第5章	全体	— 市がどの部分を担当していくかはこれまでよりも明確にはなっていると感じますが、実際にどのような施策がいつ頃までに行われるかの具体性に欠けており、現状の課題が改善されるのか不安を覚えます。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。ご理解いただけますようお願いいたします。
71	46-48	第5章	全体	— 13pに記載がある、保育士が負担に感じるもののうち、「職員間の情報共有・打ち合わせ」について、デジタルツールの活用など具体的な解決策を「今後の施策の方向性」の中で、市の取り組みの一つとして提示していただきたい。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。ご理解いただけますようお願いいたします。
72	46	第5章	1保育の質の維持・向上について	全体 「保育士として負担に感じること」のアンケート上位には、「行事」、「保育計画書の作成」、「保護者対応」が挙げられ、「現在の職場への改善希望事項」の上位には「職員数の増員」、「事務・雑務の軽減」が挙がっており、保育士の業務量の多さが負担となっていることがわかります。保育士を確保することも重要ではありますが、必ずしも保育士でなくとも可能な業務もあるのではないかと想像します。保育士の負担を軽減するために、一般事務員を雇用すること、そのための補助金を市が出すことは出来ないのでしょうか。	ご意見にあるような補助制度は既に実施しており、一部の民間保育園で活用されています。
73	46	第5章	1保育の質の維持・向上について	全体 また、事務作業の負担を軽減するには、紙媒体ではなく電子媒体を利用するなど考えられるかと思えます。こうしたIT活用は民間の方が導入が進んでいるため、市も民間を倣って導入して頂くことはできないのでしょうか。	ICTの導入については、国や都の補助制度があり、一部民間保育園で活用されています。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
74	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて 全体	資料をざっとしか読めなかったのですが、是非意見をさせて頂ければと思います。 保育者の方の離職理由で、拘束時間が長い、仕事量が多いという理由が上位にありました。 そういった面について、改善の余地があるのではないかと思います。 私の子供が通っている園ではコドモンというアプリを使っています。 お友達の間でも使っていると聞いたことがあります、まだまだ普及していない印象があります。 利用者としてこのアプリの存在がかなり役に立っています。 園との連絡は基本的にアプリを介して行われています。 連絡帳、お迎えの時間の連絡や変更の連絡、お知らせ等全てアプリで管理されています。 緊急を要すること以外は基本は園に電話はせずアプリで先生に伝えています。 連絡帳のやりとりも朝、保護者がアプリに打ち込み、夕方に先生から今日の様子が送られてきます。 保育士を経験したことがないのでわかりませんが、毎日紙の連絡帳への記載することはかなりの労力ではないかと思えます。 もちろん文字で書く良さもありますが、写真も添えてくれたりするので私自身はとても満足しています。 そういった先生方のご負担を減らす工夫を市から提案したり、ガイドラインに盛り込むのも良いのではないかと思います。 保育園での子供の在り方を考えることも、もちろん大切ですが、同じくらいに働いてくれる保育士さんたちの働く環境を考えることも大切だと思っています。	ICTの導入については、国や都の補助制度があり、一部民間保育園で活用されています。 また、本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 貴重なご意見をありがとうございます。
75	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて -	4行目。「次の」→「以下の」	原文のまま問題ないと考えますので、記載の修正は行いません。
76	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (1)保育の質のガイドラインの活用	・p46 (1) 保育の質のガイドラインについて、「市内のあらゆる保育現場において…共有・活用することで…保育の質の向上を図ります。」とあるが、「あらゆる保育現場」には、認可保育園だけでなく、地域型保育事業や認可外保育施設も含まれることを明記すると、よりわかりやすくなるのではないかと。市として、認可外保育施設も含めた市内全体の保育の質の向上に取り組んでいただけるのは、素晴らしいことと思います。	いただきましたご意見を踏まえ「認可保育所をはじめ、市内のあらゆる保育現場」と記載を修正いたします。
77	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (1)保育の質のガイドラインの活用	(1) 5行目。「保育施設等」の「等」は何を指すのか？具体的にないのであれば等は不要。また、それに続く「保育所保育の質～」の「保育所」も不要。	いただきましたご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正いたします。 「保育施設等」を「保育施設」に記載を修正いたします。 また「保育所保育の質」を「保育の質」に記載を修正いたします。
78	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (2)保育者の研修	(2) 2文に分かれているが、重要なのは後者なので、以下のようになおす。「現在、保育の質・専門性の～共有化を行います。さらに、保育者に必要な～」	原文のまま問題ないと考えますので、記載の修正は行いません。
79	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (1)保育の質のガイドラインの活用	● 活用のための取り組みに触れられていない このビジョンを広く周知し、具体的な活用を行うための取り組み内容がわずが8行で終わっているのはどういうことでしょうか。せっかく委員の努力で生まれたこのビジョンをどうやって活用するのか。誰がその主体となるのか。まったく記載がないので、このビジョンが「絵に描いた餅」となってしまうと危惧します。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。
80	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (1)保育の質のガイドラインの活用	・p46 (1) 子どもが私立保育園に通っています。「すこやか保育ビジョン」について、今回こうした議論が行われてきたことも、パブリック・コメントが実施中であることも、園からは何もお知らせがなく、わかりませんでした。本ガイドラインを「保育の質を確保するツールとして広く市民に対して公開する」としていますが、ガイドラインの存在についてより多くの保護者と共有するよう努めることは、ガイドラインが目指す保育の質の向上に資すると考えます。市民に公開すること併せて、各保育園から保護者に対して周知していただくための具体的な方策を計画に示していただけると、保護者としては安心します。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。
81	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (1)保育の質のガイドラインの活用	■今後の活用について このガイドラインの部分については計画から抜き出し、イラストなどととも、保育所、保護者向けなどにわかりやすいパンフレットとして配布すると良いと思います。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。
82	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (2)保育者の研修	(2)L3 現状を鑑み かんがみ！！と読みますか、もっと、やさしい言葉でいいのではないのでしょうか。…現状を踏まえ…位で	いただきましたご意見を踏まえ「踏まえ」と記載を修正いたします。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
83	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (2)保育者の研修	P12において保護者の不満項目について「保育士の非常に多忙な勤務状況や勤務体系を反映しているものとみられます」「国によると保育の質の観点で「能力経験に応じた処遇改善が重要な要素とされており、実際に保育を実践する保育士の処遇が健全であることは、保育の質の維持・向上を図るうえで、密接に関係するものとなっています」と課題抽出「「研修機会の充実」は14.1%となっており、保育の質の向上を図る上で「必要不可欠な研修等による専門性向上の機会については、時間を十分にとること」で「きない日常業務で多忙な就労環境が伺えます。」つまり、現状は多忙な就労環境によって研修等の専門性向上の機会を望めるような状況でないということを根拠とともに課題として提示している。 加えて、小金井市保育検討協議会意見書においても「保育所職員の研修を充実するためには、研修費等の予算の確保、ならびに研修時の保育体制の保障を図る必要がある」と記載されている。 しかし、5章において市が推進するとしているのは、保育者の研修であり研修を受けられる状況にないという実態との乖離が見受けられる。 推進したところで、保育者が保育に支障なく参加できる状態でなければ全く意味がないのではないかと、そのあたり、市としてどのように取り組まれる構想なのかも合わせて具体的に記載いただきたい。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。
84	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (3)各種評価の実施	P12では「これらの基準に則り、運営されていることについては、東京都が実施する指導監査や、各施設が実施する第三者評価の結果の公表などによって、保育の質が客観的に担保される仕組みとなっています」と記載されており、4 保育の現状と課題の項においても小金井市において受審率が低い等の問題点は抽出されていない。 また、あくまで評価であることから、受審すれば保育の質の維持・向上するということではなく、評価が低かった項目について指導を受けるなどし、施設が改善することによってはじめて保育の質の向上につながるものであると考えるべきものである。このことについては、P12で「平成30年4月に提出された市の子ども子育て会議における「のびゆくこと」もプラン 小金井(小金井市子ども子育て支援事業計画)進捗状況に対する平成29年度評価について(報告)」において、保育者の待遇改善、専門性の向上、キャリア形成支援など、質の改善も図るとともに、保育の質の維持・向上のため、指導検査体制の充実が課題と指摘されています」として「指導検査体制」について言及されていることから読み取れる。したがって、ここでは各種評価を受審した後の指導検査体制について扱うべきではないか。この点について、市としてどのように取り組まれる構想なのか具体的に記載いただきたい。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。
85	46	第5章	1保育の質の維持・向上について (4)保育士の確保	第5章の「今後の施策の方向性」で「保育士の確保の項目」において、「国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策等について最大限活用を図る」とあります。 しかしながら、保育士賃金改善のために国や東京都が保育施設に渡している補助金は、各施設に運用が任されており、必ずしも保育士の賃金に反映されていないと聞いています。従って、国や東京都の処遇改善策では不十分なのではないでしょうか。賃金改善の補助金は賃金に反映するように出来ないのでしょうか。	現状において、国や都の補助制度は用途を限定したものであり、その補助制度のルールに基づき賃金改善が行われているものと理解しています。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
86	46	第5章	1保育の質の維持・向上について (4)保育士の確保	また、公立園と私立園の賃金格差は大きいこともあり、市として保育士の賃金改善を行う施策を行えないのでしょうか。	市立保育園の保育士は、地方公務員として市の条例等に基づき給与体系が定められており、一方で民間保育園の保育士は国や都の補助制度に基づく賃金改善の取組がなされております。よって、市として一律の賃金改善の施策を行うことが難しい状況です。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
87	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (4)保育士の確保	P14においては「市区町村単位で」、保育士の確保策を進めることは、自治体間で「保育士を取り合うこと」が懸念されるため、一義的には、国や東京都における広域的な確保策のさらなる展開が期待される一方、深刻な保育士不足を踏まえれば、市においても、保育の質の維持・向上のため、保育士の確保策について検討していく必要が「あります」と、国・都に委ねるだけではなく市独自の確保策を検討する必要性を提起しているが、ここで記載されているのは ・国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策等について最大限活用 ・東京都福祉協議会が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供 ・就職フェア等東京都が行うその他保育士確保事業に積極的に参加・協力 と、いずれも国や都の施策であり、市独自の確保策・離職防止策については具体的な記載が無い。 「市の施策の方向性」とされている以上、ここには国や都の施策ではなく、市独自の保育士確保策・離職防止策を記載すべきではないか。具体的な対策を記載いただきたい。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。
88	46	第5章	1保育の質の維持・向上に向けて (4)保育士の確保	(4) 5行目。「いっそうの保育士確保策・離職防止策」とあるが、具体的に記述して欲しい。現在どのような策を講じているのかも不明だが、職員の離職の原因が何なのかを把握しているのか？まずそこから始めて解決して欲しい。さもなければ、それこそ絵に描いた餅になりにかねない。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。 ご理解いただきますようお願いいたします。

No.	頁	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
89	46	第5章 1保育の質の維持・向上に向けて	(4)保育士の確保 ・p46 (4) p13～15で深刻な保育士不足や業務負担の大きさについて現状と課題が整理され、p12でも「保育を実践する保育士の処遇が健全であることは、保育の質の維持・向上を図るうえで、密接に関係する」とまとめていただいています。にもかかわらず、施策の方向性として「市においても、いっそうの保育士確保策・離職防止策を検討していきます」としているのみであるのは、内容が不十分でバランスを欠いています。小金井市として市内の保育園で働く保育士のためにどのような支援メニューが考えられるか、公立保育園の正規職員としての保育士採用増の検討など、より具体的な対応策の記載をすべきです。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。ご理解いただきますようお願いいたします。
90	46	第5章 1保育の質の維持・向上に向けて	(5)保育分野におけるネットワークづくり (5)「すでに開催している連絡会」であるなら、具体的な名称も書くべき。	いただきましたご意見を踏まえ「民間保育園園長連絡会」と記載を修正いたします。
91	46-47	第5章 1保育の質の維持・向上について	(5)保育分野におけるネットワークづくり 46ページにある保育園に巡回指導をする話。検討推進とありますが具体的には誰を想定して、その依頼先にどのようなアプローチをしているのでしょうか？(無策では無いと思うのですが) 発達または教育や乳幼児指導の知識のある方ですか？ 小金井市は学芸大学もあり乳幼児への研究も行っていますのでその辺りとの連携も想定されているのでしょうか。 委員にも学芸大学内の認証保育園の方が入られています。そのあたりは流石の着眼点と思いました。 また、その予算はどのように取られていますか？ 本ガイドラインの正式取り扱いが来年度であれば来年度からとれますが、そうでなければ何年度開始想定ですか？ せめて補足として目標とするマイルストーンを示してほしいです。 文体の締めが行う、実施を計画する。等のやる方向ではなく、検討推進するとの逃げられる書き方のため、内容を具体的にかけないといけないとやらなくても良くなるので、具体的な記載、計画を求めたいです。 正直に申しますとのらりくらりやらないのでは？という印象の文体です。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。ご理解頂きますようお願いいたします。
92	47	第5章 1保育の質の維持・向上に向けて	(5)保育分野におけるネットワークづくり L2 困り感 という単語はニュアンスとしてわかりますが…全体の文面の言葉使いとあまりにも「現場感」があまりに過ぎる感じがします。他に普通の言い方はないでしょうか。	「困り感」という単語を使用することについては、策定委員会での議論において、「わかりづらいかもしれないが、ほかに代わる言葉がない」とのことから、記載したものとしますので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
93	47	第5章 1保育の質の維持・向上について	(5)保育分野におけるネットワークづくり p47の巡回保育支援チームという考えについて、現場の保育士不足の状況を考えると、現実的ではないと考えます。 このチームは、どういう人材を配置するのでしょうか？	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業については現時点で記載しているものではありません。ご理解いただきますようお願いいたします。
94	47	第5章 1保育の質の維持・向上に向けて	(5)保育分野におけるネットワークづくり (仮称)幼児教育・保育アドバイザー、(仮称)巡回保育支援チーム。共に固有名詞なので「」で括る。	いただきましたご意見を踏まえ「」を付けた記載に修正いたします。
95	46-47	第5章 1保育の質の維持・向上に向けて	(5)保育分野におけるネットワークづくり、(6)幼保小の連携 P15に引用された保育検討協議会の意見書においては「さらに、公立保育所と私立保育所・保育施設のみならず、幼稚園や小学校、学童保育など、子どもにかかわるすべての機関や施設が相互に十分な情報交換・連携が図れるよう、ネットワークづくりを推進していくことも求められる」と、子どもにかかわる全ての機関・施設のネットワークづくりの必要性を提起していた。 しかしながら、ここでは(5)においては各保育施設と保育者、(6)においても幼保小の連携に留まっている。なぜ、ここでは学童保育を除外する等、連携を取るべき機関・施設を限定しているのか。その目的について市民にわかるよう明記いただきたい。	ご意見いただきました学童保育ほか、他の関係(関連)機関との連携も重要ではありますが、各保育施設または保育者間による水平方向での連携と、義務教育による必ず継続する小学校との連携というもとも一般的な連携について、既に課題を有していたことから、それらについて策定委員会において議論した上で、記載したものといたします。 原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
96	46-47	第5章 1保育の質の維持・向上に向けて	(5)保育分野におけるネットワークづくり、(6)幼保小の連携 また、4 保育の現状と課題の項の現状の職場への改善希望事項において、勤務条件や労働条件に関する項目が高い割合を示す中、「相談体制の充実」を選んだ割合は18.2%と比較的低い割合であるにもかかわらず、唐突に「(仮称)巡回保育支援チームの設置」「(仮称)幼児教育・保育アドバイザーの設置」が提示されている。同調査の退職意向理由においても「給料が安い」「仕事量が多い」「労働時間が長い」といった勤務・労働条件に関する理由が多数を占め、「相談先がない」という項目自体がないこともあり、これらを優先的に設置すべき理由を確認することができない。新たな予算を割けるのであれば、まず解決すべき保育士確保策や離職防止策に充てるのが本来であると思われるが、なぜ「(仮称)巡回保育支援チームの設置」「(仮称)幼児教育・保育アドバイザーの設置」を優先させるべきと判断されたのか。新たな職種の設置である以上、新たな予算が必要であると考えられ、その原資は言うまでもなく税金である。したがって、必要性の根拠を市民にわかるように明記いただきたい。	本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、今後取り組んでいく具体的な施策や事業、その優先順位については現時点で記載しているものではありません。 また、本ビジョンの対象は、認可保育園をはじめ市内のあらゆる保育現場を対象としたものであるため、設置基準等が異なる施設同士の交流・連携では補いきれない部分について、他自治体でも導入例のある保育分野における巡回支援や、「(仮称)幼児教育・保育アドバイザー」の設置等により、質の維持・向上を図るという施策の方向性を記載したものです。 ご理解いただきますようお願いいたします。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)
97	48	第5章	2多様な保育ニーズへの対応	(1)特別な配慮が必要な子どもの支援 配慮の必要な児童への対応ですがこの枠を減らさないために何か取り組みはされるのでしょうか？また、待機児童解消の取り組みと共にこちらの数は足りているのでしょうか？民間園でも有り難いことに受け入れをしてくれています民間園の急な閉園や方針転換がニュースに取り上げられる昨今。失礼ながら民間主導に任せるだけでは不安かと思ます。	配慮が必要な児童の保育のニーズは十分とは言えない状況であり、ご意見にあるとおり、今後も取組を進める必要があると考えています。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。
98	49	第5章	3保育施策の実現に向けた取組	— ● 公立園の役割についてまったく言及がない このビジョンが小金井市の保育について、主体的な役割を果たすのであれば、公立園がまずは率先してこのビジョンを理解し、活用して、模範を示すというプロセスが必要なのではないでしょうか。このビジョンには公立園の果たす役割がまったく記載されておらず、小金井市がどうやってこのビジョンを実現していこうとしているのかまったくこの保育ビジョンからは見えてきません。 データを詳細に分析するなど、これまでの議論のご苦労はたいへん分かるのですが、それだけに上記の「活用のための取り組み」、「公立園」の役割にまったく言及がないのは、たいへん危惧するところです。	策定委員会において、保育所の役割については市立と私立の差はないとの議論があり、現状のとおり公立園の役割については記載しないこととなっております。よって、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
99	49	第5章	3保育施策の実現に向けた取組	— ■P49 3 保育施策の実現に向けた取組 世田谷区保育の質ガイドラインには、【IV 保育の質の向上のため、それぞれに求められること】として事業者、保育施設職員、保護者・地域、世田谷区のそれぞれの役割、求められる事が明記されていますが、小金井市のガイドラインは市の行う役割についてしか書かれていません。上記の4.5の項目が事業者や職員の行動ガイドラインは書かれてはいますが、3 保育施策の実現に向けた取組のところにも、事業者、保育施設職員、保護者・地域の役割の項目も入れたほうが良いと思います。	策定委員会での議論により、第5章については、市が行うべき取組について記載を行う整理となりましたので、原案のとおりとすることをご理解いただきたいと思います。
100	49	第5章	3保育施策の実現に向けた取組	— 一文が長すぎる。 ・冒頭「保育施設での保育においては、子どもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念のもと、子ども一人ひとりについて、その人格を尊重し、生活や遊びを通して健やかで豊かな育ちを支え促していくことが求められています。各保育施設においては、(以下略)	原文のまま問題ないと考えますので、記載の修正は行いません。
101	—	全体	—	— 13pに記載がある通り、保育士の負担は大きいものだろうと感じる。保育の質を維持・向上させるための本取組が、保育者の負担につながることを懸念する。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
102	—	全体	—	— ゼロ歳から小金井市内の私立小規模保育園を利用し、3歳で市立保育園を利用しました。 子供は生まれつきの持病により、発達の遅延がありました。最初に利用した小規模保育園では、1歳クラスから他の園児との発達の差が始めましたが、園としても障害のある子供の接し方がわからないようでした。 保護者との面談の機会もありませんでした。 加配の提案を我々からしましたが、難しいとの返答でした。 その後、市立保育園の障害児枠を利用し通園しましたが、対応がしっかりされており、保護者との面談も健常児より多く設定されていて、どういった方針で保育するかの意識合わせができていたので、安心して預けることができました。 正直、同じ認可保育園でこれほど差があるのかと驚きました。 最初に通園した小規模保育園は障害児の保育経験もなかったようだったので、どのように保護者とのコミュニケーションを取るのか、子供にどのような配慮が必要なのか、全くノウハウがなかったのではないかとおもいます。 保育園がたくさん増えて利用しやすくなったのは歓迎しますが、「保育の質」はとても重要なことだと思います。 配慮が必要な子供にたいしての保育が各保育園で差がないようにしていただきたいと思ます。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
103	—	全体	—	— 片働き・核家族で、市外の幼稚園に通わせている子と、未就園児のきょうだいを育てている者です。 市内の「保育の質」を考えるための指針を作ろうという動きは評価できます。ですが、このビジョンは「市内の全ての子ども達にとって、最良な保育の形を、市がどう考えるか」というより、共働き世帯や、特別な事情があるお父さんが通う、市内の保育園に向けた限定的なものであるという印象です。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
104	—	全体	—	— また、民間園が急に閉園した場合なども小金井市で運営を引き継ぐなどの措置を取れるようにする、またはやめさせない指導をするなど対応はありますでしょうか？そのへんはガイドラインには盛り込まれないのでしょうか？ 例えば児童の不利益になる運営団体の方針転換等は極力控える等(文才がなすすみません) 小金井市では学童民営化の際に問題が起きていますのでその対応については共有されていますでしょうか？ 例えば公立園民営化→1年で撤退は冗談ではなくあり得る事ですよ？その場合の対処は？ 民間園設立→一年で撤退でも同様です。	ご意見のとおり、市立保育園、民間保育園など運営主体の違いに限らず、保育園が急な閉園となることは利用者にとって非常に不利益ですが、本ビジョンは、市全体の保育の今後の方向性についてまとめたものであり、保育園の急な閉園等への対応を記載するものではありません。 ご理解頂きますようお願いいたします。

No.	頁	項目		寄せられた意見	意見に対する検討結果(案)	
105	—	全体	—	—	子どもの最善の利益を保障し、質の高い利益を目指すという小金井市の理念に賛同いたします。この理念は、ある意味では最低限の目標、当然の事ではあるのですが、保育の在り方を考え実行していく上でのスタートライン、礎として明文化することに意義があるかと思えます。 その上で、保育を語る上で外す事のできない待機児童問題について個人的な見解を述べさせていただきます。身も蓋もない意見になってしまうのですが、少子化にも関わらず待機児童問題が発生するのは、単純に言う「父の収入では子を育てられない故、母も仕事に行かなければならない。世帯収入が少ない故、第二子、第三子を考えられない。」からだと思えます。待機児童については、保育所不足、保育士の労働環境、女性の社会進出、核家族化など様々な文脈で語られますが、多くの一般的な家庭、子を育てる親のリアルな意見は「収入」の二文字に集約されると思えます。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
106	—	その他	—	—	パブコメにて収集した意見については、十分な協議時間を確保し、必要であれば、本文の修正、または本文への反映を要望します。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
107	—	その他	—	—	● 長すぎます まず、図表が大いにしろ、49ページの資料に対して、ただそれだけを出して、見てくださいと言っても見られる時間のある人がどれだけのいるのでしょうか。まずは議論の簡単な経緯、ポイントなどを示して、それからコメントを求めなければ、コメントも出てきようがないのではないのでしょうか。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。